

高第 1020 号
令和 2 年 4 月 2 日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業の実施等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 30 日付け教育長通知において、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の観点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることを通知したところです。

今般、令和 2 年 4 月 1 日の国における専門家会議の提言及び同日付け 2 文科初第 3 号文部科学事務次官通知「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」（別添写し）がありました。

ついては、各学校においては、臨時休業期間中の入学式及び登校日における感染症対策について、次のとおり対応することで、万全を期すよう改めて通知します。

- I 臨時休業期間中に設定する登校日においては、通勤時間帯をはずして登校させることとした上で、高等学校・中等教育学校は一週間に 1～2 回程度の学年別等の分散登校とし、特別支援学校は一週間に 1 回程度の登校とする。なお、集団感染発生のリスクを高める「3つの条件が同時に重なる場」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）を避ける取組を徹底するなど、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じる。
- II 入学式は、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。
- III この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の提言による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。

問合せ先

高校教育課
教育課程指導グループ 小野、横谷
電話 (045)210-8260 (直通)
特別支援教育課
教育指導グループ 荒井、山田
電話 (045)210-8276 (直通)